

令和4年第2回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和4年2月24日（木）
- 2 招集場所 市役所1階201会議室
- 3 出席委員等 教育長 麻生川 敦 委員 菊池 すみ子
委員 樋渡 奈奈子 委員 林 幹字（途中入室）
委員 小野 聡子
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
教育部長 阿部 英明
次長兼教育総務課長 佐藤 良彦
理事兼学校教育監 伊藤 克宏
生涯学習課長 水越 森蔵
文化財課長 内海 年一
参事兼教育総務課長補佐 今野 一博
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 佐々木多恵子
- 8 開会の時刻 午後1時15分
- 9 議事日程
 - 日程第1 前回議事録の承認について
 - 日程第2 議事録署名委員の指名について
 - 日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
 - 日程第4 議事
 - 臨時代理事務 臨時代理の報告について（議会の議決を経る
報告第1号 べき事件の議案の作成に係る意見）
 - 臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和3年度多賀城
報告第2号 市一般会計補正予算（第11号）に対する意
見）
 - 臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和4年度多賀城
報告第3号 市一般会計予算に対する意見）
 - 議案第4号 令和3年度多賀城市教育功績者等表彰（追加）
について

日程第5 その他

教育長

ただ今の出席者は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和4年第1回定例会及び令和4年第1回臨時会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、小野委員、菊池委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしく願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは諸般の報告を申し上げます。資料の1ページをお願いします。

令和4年第1回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係ですが、2月1日から28日まで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による宮城県の緊急特別要請を受け、部活動を中止しました。

2月7日から3月9日まで31日間の会期で、「令和4年第1回多賀城市議会定例会」が開催されております。教育委員会関係の議案では、本日、臨時代理事務報告をいたします「工事請負変更契約の締結」、「平成3年度多賀城市一般会計補正予算（第11号）」及び「令和4年度多賀城市一般会計予算」について、本会議及び予算特別委員会で審議されております。一般質問は、2月21日及び22日に行われ、教育委員会関係は3名から4件の質問が通告されました。

2月10日、第1回教育委員会臨時会を開催し、「県費負担教職員の任免等の内申」について、原案の通り可決しました。前回定例会以降の新型コロナウイルス感染症による小中学校の臨時休業状況は、別表のとおりです。

生涯学習課関係ですが、2月1日から28日まで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による宮城県の緊急特別要請を受け、学校開放事業を中止しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

文化財課関係につきましては、報告事項はございません。

令和4年2月24日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

教育長

それでは質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

**臨時代理事務 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事
報告第1号 件の議案の作成に係る意見）**

教育長

次に、日程第4本会議に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第13号「臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見）」を議題といたします。

（午後1時28分 林委員入室）

内容につきましては、文化財課長から説明をいたします。文化財課長。

文化財課長

それでは、臨時代理事務報告第1号について御説明いたします。

始めに、状況ですが、先般12月22日の第12回教育委員会定例会において、工事の一部前倒し、増額変更について報告しましたが、今回は、第二弾、二回目の増額変更となります。

議案の5ページをお願いします。

臨時代理事務報告第1号、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定により、臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

7ページをお願いします。令和4年1月26日付けで、多賀城市長より「議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について」、下段、記1にあります、令和2年度特別史跡多賀城南門等復元工事について、令和4年第1回多賀城市議会定例会に提案したいので、意見を求められたものです。

6ページをお願いします。臨時代理書でございますが、最終行をお願いします。異議がない旨を回答したものです。

続きまして、内容を御説明しますので、9ページの資料をお願いします。

工事請負変更契約の締結について御説明します。

これは令和3年3月9日に市議会において議決を受けました、令和2年度特別史跡多賀城南門等復元工事の請負契約の二回目の変更契約となります。

先般、一回目の増工を報告いたしました。その後、文化庁補助金の有効活用のため、更なる増工が必要となり、文化庁との協議を踏まえ、今回の変更、二回目の増工により、契約金額を増額する必要が再度、生じたことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めたものであります。

内容については、11ページをお願いいたします。工事変更概要書について御説明いたします。

1の件名ですが、令和2年度特別史跡多賀城南門等復元工事でございます。

2の施工場所は、多賀城市市川字田屋場地内でございます。

3の工事期間は、令和3年3月10日から、令和4年3月21日までであったものを、5変更理由の最終行に記載しておりますが、今回の追加工事を施工するにあたりまして、令和4年3月31日まで延伸するものです。

4の工事概要でございますが、主に(1)屋根工事として、二重部の棟部分を除いた所の屋根に平瓦及び丸瓦葺き工事を行うものです。初重1階部分は新年度で行います。

併せて(2)左官工事用として、初重の手前部の続きを良くするため妻壁に、漆喰塗りの下地として、木舞、縦横方向の板組ですが、木組み下地工事を行うものです。

5の変更理由につきましては、文化庁との協議を経て、多賀城南門等復元工事の早期完成を目指すため、今年度内の実施工事として、屋根工事及び左官工事を追加することから、再度の増額変更を行い、併せて、工期を延伸するものでございます。

続きまして、添付しております図面で、工事概要について御説明いたしますので、12ページの資料を御覧願います。

初めに、左側下段の南立面図に、二重部屋根の4面、東西南北方向に瓦葺き工事を行う箇所として、平瓦と丸瓦を葺く場所を灰色の着色にて示しております。

図面における棟の部分、最上部の白地の部分とその両端部から下に伸びる白地の部分、灰色に着色されていない部分につきましては、今回の工事では、工事の対象外となります。

その上に、例として、写真で平瓦と丸瓦の瓦葺きの様子を示しております。

次に、右側下段の東立面図に、初重部、柱間に木舞組立工事を行う箇所を斜線で示しており、その上の平面図に、東西の手前の妻壁の部分、2面の施工箇所を同様に斜線で表示しています。

それでは、お戻り願いまして9ページの資料を御覧願います。

ただいま、工事概要で申し上げました理由により、2の変更前契約金額2億7,835万8,300円から、3に記載しております設計変更による増額2,051万6,100円を増額し、4の変更後契約金額2億9,887万4,400円とするものでございます。

なお、1契約の目的及び5の契約の相手方は、記載のとおりでございます。

以上で工事請負変更契約の締結についての説明を終わらせていただきます。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

前倒しで工事を行うということですが、今後行われる後の工事では減額の可能性があるのでしょうか。

教育長

文化財課長。

文化財課長

例として申し上げます。令和3年度に1億円の工事をやりますということで申請したところ、入札した結果、98%や97%で入札になります。2、3%が下がるようになります。補助事業として有効に使うようにするために、令和4年度にするつもりだった工事を、令和3年度にやっけてしまおうということで、今回契約の変更をしております。そうしますと、令和4年度3億円で計画していたところが、2億8,000万円という形で下がりますので、当初予算から計上させていただいております。

教育長

そのほか質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第1号について承認します。

**臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和3年度多賀城市一般会計
報告第2号 補正予算（第11号）に対する意見）**

教育長

次に、臨時代理事務報告第2号「臨時代理の報告について（令和3年度多賀城市一般会計補正予算（第11号）に対する意見）」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

議案資料の13ページを御覧願います。

臨時代理事務報告第2号「臨時代理の報告について」御説明いたします。

15ページをお願いします。これは、15ページでございますように、令和4年1月27日付けで、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和3年度多賀城市一般会計補正予算（第11号）の調整について意見を求められましたことから、臨時代理により回答したので、報告するものです。

14ページを御覧願います。

こちらが、臨時代理書でございます。令和3年度多賀城市一般会計補正予算（第11号）の調整について、令和4年1月27日付けで異議ない旨、回答しております。

ここから、別冊の臨時代理事務報告第2号関係資料、令和3年度教育委員会所管、一般会計補正予算書（第11号）により、内容を御説明いたします。

はじめに、3ページをお願いします。

表の右から2列目の補正額の欄でございます。

補正額の欄一番下に、一般会計予算の歳入補正額の合計額が出ておりますが、今回の補正額の合計額は、4億1,435万1,000円です。

補正後の総額は、その右隣の欄に記載の294億2,095万1,000円となるものでございます。

次に5ページの表の欄、太枠で囲んだ10款教育費がございますので、御覧ください。

教育費関係の補正予算額については、太枠内の一番上の行右から2列目に記載されておりますとおり、上の列の10教育費で2,931万3,000円を減額するものです。

補正後の予算額は、その隣の額で、31億3,272万4,000円になるものでございます。

今回は、1項教育総務費から5項保健体育費までの補正になります。

内容につきまして、順次御説明いたします。

はじめに、歳出から御説明いたしますので、42ページ、43ページをお願いします。

10款教育費、1項教育総務費の2目事務局費で、2,687万8,000円の減額補正ですが、このうち教育総務課関係 説明欄1「教育総務課庶務事務」で40万円の減額は、例年、利府町の宮城県総合運動公園（グランディ21）

を会場に開催している中総体陸上大会が、本年度、東京オリンピックの開催により宮城県総合運動公園が利用できないため、県内別会場での開催を調整し、当初予算で生徒の移動に必要なバス借上料を計上しておりました。

結果として、仙台市の宮城野原総合運動公園で開催されたことで、JR利用等によりバス借上料が不要となったため、減額するものです。

次に、2項2目小学校の教育振興費で、94万3,000円の増額補正です。

教育総務課の説明欄1「教育教材整備事業〔小学校〕」の増額は、令和4年度に小学校2校、多賀城東小学校、多賀城八幡小学校において、特別支援教室を1教室ずつ増設することに伴い、教室設置で必要となる間仕切り、テーブル、フロアマット等、備品の購入費です。

続いて、3項2目中学校の教育振興費で、97万3,000円の減額補正です。

教育総務課の説明欄1「多賀城市・太宰府市中学生交流事業」で、183万9,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生徒等の交流方法を現地訪問ではなく、オンラインでの交流に変更して実施したことにより、現地訪問に係る費用が不要となったことによるものです。

次に、説明欄2「教育教材整備事業〔中学校〕」で、86万6,000円の増額は、令和4年度に中学校3校、多賀城中学校、第二中学校、東豊中学校において、特別支援教室を1教室ずつ増設することに伴い、小学校同様に教室設置で必要となる間仕切り、テーブル、フロアマット等、備品の購入費です。

次の44、45ページをお願いします。

続きまして、4項2目 社会教育振興費で、1,289万8,000円の増額補正です。

生涯学習課の説明欄1「地域とともにある学校づくり事業（地域学校協働活動事業）」で、267万6,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、放課後子ども教室の開催日数が当初の予定日数より少なくなったことによる、スタッフへの報償金の減額が主な理由です。

次に説明欄2「文化センター管理運営事業」で、1,557万4,000円の増額補正は、コロナ禍における入館者数の減少等により、指定管理料の前提となる収入と支出がそれぞれ減少し、その収支に不足が生じることから、指定管理料の増額を行うものです。

詳細については、後ほど「多賀城市社会体育施設等管理運営事業」と併せて御説明します。

次に、3目公民館費で補正額の増減はありません。

生涯学習課の説明欄1「大代地区公民館改修事業」は、令和3年第1回定例

会でお認めいただいた、体育室照明のLED化更新工事に係る費用について、県支出金の「みやぎ環境交付金」が充てられることとなったことから、財源の組替えを行うものです。

続きまして、4目文化財保護費で127万円の減額補正です。

文化財課の説明欄1「特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定事業」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、計画策定委員会の開催回数が、当初予定の3回から1回となったため、委員の報償金及び旅費を減額するのが主な理由です。

続いて、6目埋蔵文化財調査センター費で、3,205万4,000円の減額補正です。

埋蔵文化財調査センターの説明欄1「出土品等整理保存事業」で、13万5,000円の減額は、発掘調査の出土遺物が少なかったことにより減額するものです。

次に、説明欄2「埋蔵文化財調査事業」で、3,135万4,000円の減額は、発掘調査の発見遺構や出土遺物が少なかったことによる発掘作業員、会計年度任用職員の報酬減額と、受託調査において、発掘現場の休憩施設、ユニットハウス、仮設トイレ等を事業者から提供されたことにより、使用料及び賃借料を減額するのが主な理由です。

次に、説明欄3「調査資料記録・保存事業」で、4万2,000円の減額は、会計年度任用職員である遺物整理員の通勤手当相当額の確定によるものです。

次に、説明欄4「歴史遺産保全・発信事業」で、7万円の減額は、46、47ページをお願いします。昨年の10月23日に開催した市制施行50周年記念事業の企画展関連講演会「古代の交通と東北地方」の講師が文化庁職員であったため、謝金が不要となったことによるものです。

次に、説明欄5「埋蔵文化財調査センター庶務事務」で、45万3,000円の減額は、会計年度任用職員である事務補佐員の通勤手当相当額の確定により、旅費を減額するのが主な理由です。

続きまして、5項1目 保健体育総務費の生涯学習課 説明欄1「社会体育施設等管理運営事業」で582万1,000円の増額は、コロナ禍における入館者数の減少などにより、指定管理料の前提となる収入と支出がそれぞれ減少し、その収支に不足が生じることから、指定管理料の増額を行うものです。

ここで、今回の指定管理料の追加に関して、その概要を説明いたしますので、本日机上に配布しました追加資料の1ページを御覧願います。「新型コロナウイルス感染症に係る指定管理料の精算について」という資料です。

文化センター及び社会体育施設等の指定管理料の精算を行うもので、これは

先ほど説明いたしました但し、1の「概要」に記載しているとおりに、コロナ禍で利用料金等の収入が大きく減少する一方、事業の中止等により支出も減少しており、想定していた事業経営環境に大幅な変更が生じている現状があります。

このため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響について、指定管理者と締結している基本協定の「不可抗力の項目に該当する」と判断し、当初予算と比較して、新型コロナウイルス感染症の影響による減収見込みと支出の減を、それぞれ見込んだ形で精算を行うものです。

具体的な精算につきましては、2の「各施設の収支の状況」に記載のとおりでありまして、(1)文化センターにあつては、支出で事業費、委託料等の減額、光熱水費については、感染症対策を十分に行った結果、換気を頻繁に行ったことで、冷暖房効率が低下したことにより増加しています。

一方、収入においては、利用料金や入場料等が減額見込みとなっております。

文化センターは利用料金制をとっているため、利用料金等は指定管理者の収入となり、その収入で不足が生じる施設運営に係る全体の事業費を指定管理料として本市が支払っています。

中段の太枠の部分を御覧ください。当初予算と今回の決算見込みの比較で指定管理料に1,557万4,000円の不足額が生じるため、その精算を行うというものでございます。

続いて、(2)社会体育施設等ですが、社会体育施設等においても同様でして、支出では、利用者の減少や事業の一部中止に伴う光熱水費や社会体育費の減少、市民プールのロビー空調環境の改善を実施したこと等による施設管理費が増加となっております。

一方、収入では、利用者の減少による減額が見込まれています。

社会体育施設も利用料金制をとっていますので、収入で不足する施設運営に係る全体の事業費を指定管理料として支払うこととなりますので、下段の太枠の部分に記載する当初予算と決算見込みの比較で指定管理料582万1,000円が不足することから、その精算を行うものです。

なお、どちらの施設も、人件費は精算の対象外としております。

議案関係資料の46、47ページにお戻りください。

次に、2目学校給食管理費の学校給食センター 説明欄1「学校給食調理事業」で584万6,000円の増額は、給食提供数の年度末までの見込みが、当初見込みと比較して、小学校全体で18,483食分、これは日数にして5日分ほどの増と、中学校全体で1,998食分、これは日数にして1日分ほどの減が見込まれるため、それぞれ食数に一食分の給食費を掛けて算出した額の差し引き

464万7,000円を増額するほか、新型コロナウイルス感染症の影響による小中学校の臨時休校措置に伴う食材キャンセル分の負担額見込みで、119万9,000円の増額が生じたことにより、併せて増額補正するものです。

続きまして、11款2項 文教施設災害復旧費で補正額の増減はありません。

公立学校施設災害復旧費で、教育総務課の説明欄1「小学校施設災害復旧事業」、及び説明欄2「中学校施設災害復旧事業」は、後ほど歳入でも説明いたしますが、国の災害査定に基づく「公立学校施設災害復旧費国庫負担金」の内定に伴い、財源組替えを行うものです。

ここで繰越明許費について説明しますので、6ページをお願いします。

第2表 繰越明許費の表の一番下、11款2項 文教施設災害復旧費の「小学校施設災害復旧事業」及び「中学校施設災害復旧事業」につきましては、災害査定に基づく国庫負担金の交付決定時期の関係で、年度内の事業完了が見込めなくなったため、工事費で2,342万9,000円と1,485万9,000円をそれぞれ繰り越すものです。

本事業の完了は、どちらも令和4年6月末を予定しています。

引き続き、教育委員会関係の繰越明許費について御説明いたします。

第2表 繰越明許費の表の太枠で囲んだ部分を御覧ください。

10款3項中学校費の「学校施設維持管理事業[中学校]」ですが、「令和3年度多賀城中学校消火ポンプ交換工事」において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、機器制御基板の納入が遅れたことにより、年度内での事業完了が見込めなくなったため、工事費286万円を繰り越すものです。

本事業の完了は、令和4年4月末を予定しています。

次に、4項社会教育費の「特別史跡多賀城跡附寺跡公有化事業」ですが、公有化予定箇所の調査、土地境界確定及び建物等移転に伴う代替地の取得等が遅延していることから、測量業務委託料、土地購入費、家屋等移転補償費など、6,640万円を繰り越すものでございます。

本事業の完了は、令和5年3月末を予定しています。

次に、11款災害復旧費で、2項文教施設災害復旧費の「学校給食センター災害復旧事業」につきましては、先ほど説明いたしました「小学校及び中学校施設の災害復旧事業」と同様に、災害査定に基づく国庫負担金の交付決定時期の関係から、年度内の事業完了が見込めなくなったため、工事費の90万2,000円を繰り越すものです。

本事業の完了は、令和4年6月末を予定しています。

引き続き、次のページの第3表 債務負担行為補正を御説明いたします。

この資料の51ページをお開き願います。

令和3年度債務負担行為補正内訳表の（追加）の表2段目「特別史跡多賀城南門等復元工事」ですが、先月の教育委員会定例会でも御説明しましたが、「文化庁との協議の中で、令和5年度の南門等復元工事の完了に向けて、工事内容・工程の精査、迅速化などに関して一定の理解をいただいたことから、令和4年度の工事を早期に着手し、迅速に施工するため、債務負担行為を設定する」ものです。

令和4年度に予定していた南門建具工事用の部材購入を「令和3年度が多賀城南門等復元工事」として、本年度内に先行して行う予定ですが、これと併せて、引き続き令和4年度に実施する予定の南門工事についても、本年度内に一本の契約で行うため、限度額1億5,450万4,000円の債務負担行為を設定するものです。

これは、後ほど御説明します、令和4年度当初予算に計上する「多賀城南門等復元工事」の予算額と同額になります。

財源としては、文化庁の補助金が2分の1で、残りの市負担額の内約90%が起債、10%余りが基金繰入額を見込んでいます。

続きまして、2つ目の表、（変更）単年度契約事務に係る業務委託等のうち、1「文化センター指定管理業務委託（休館対応分）」ですが、令和4年度に文化センター改修工事を実施するにあたり、市民会館大ホールを閉館することから、令和4年度の指定管理料について、当初計画分に加えて支払う額の契約を本年度中に行うため、限度額3,977万9,000円の債務負担行為を設定するものです。

ここで、本日机上に配布しました追加資料の2ページを御覧ください。

少し、お時間を頂きまして、文化センター改修工事に伴う指定管理料の変更について、詳細を説明します。

1の「概要」ですが、令和4年5月9日から令和5年3月31日までの間、大ホール、楽屋等を使用することができなくなるため、指定管理者は大ホールの使用料等の収入が大きく減少することになります。

また、事業の縮小等により光熱水費、事業費、委託料等の支出も減少します。

この改修は、指定管理者と締結している基本協定の「業務範囲の変更及びこれに伴う指定管理料の変更」に該当することから、令和4年度の当初計画時と変更計画時の差額分を増額変更し、債務負担行為額を追加するものです。

2の「令和4年度文化センターの変更計画」では、変更した事業計画に基づき、令和4年度の指定管理料を計算したものです。

まずは、支出の部ですが、全ての項目で当初計画から減少しております。項

目ごとに見ますと、人件費が60万円、光熱水費で230万円、事業費で1,092万5,000円、委託料等で622万1,000円、合計で当初支出額の約1割の2,004万6,000円が減額します。

次に収入の部ですが、利用料で4,050万円、入場料で1,772万5,000円、物販等手数料で160万円、合計で5,982万5,000円の減収を見込んでいます。

文化センターは利用料金制をとっているため、利用料金等は指定管理者の収入とし、当初計画、変更計画ともに支出額の合計から収入額の合計を差し引いた額が、指定管理料となります。

太枠部分ですが、変更計画と当初計画の指定管理料の差3,977万9,000円を指定管理料の増額分とするものです。

支出の委託料等、及び収入の利用料の内訳をこの下に記載しましたので、後ほどご確認ください。

また、今回の指定管理料変更のイメージを棒グラフで示しましたものも参考にさせていただければと思います。

次に、表の内訳欄、2「文化センター改修工事」を説明します。

これは、先の1月21日に開催された全員協議会で説明いたしました改修工事のうち、地方創生拠点整備交付金の交付決定後に着手するものを除き、本年度中に契約を締結する11億7,423万1,000円の工事について、債務負担行為を設定するものです。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の御説明をいたしますので、12、13ページをお開きください。

15款1項3目 教育費国庫負担金のうち、2節 文教施設災害復旧費負担金で25万3,000円の減額補正です。

教育総務課の説明欄1「公立学校施設災害復旧費負担金」129万円の減額は、歳出で説明しました「小学校施設災害復旧事業」及び「中学校施設災害復旧事業」に対する国庫負担金で、1の「小学校施設災害復旧費負担金」、次の14、15ページをお願いします。2の「中学校施設災害復旧費負担金」とともに、災害査定の見込額と、実際の査定に基づく内定金額との差額を減額するものです。

次に、学校給食センターの説明欄1「保健体育施設災害復旧費負担金」で、103万7,000円の増額は、学校給食を維持するために災害査定前に着手し、完了していた復旧工事について、今回の災害査定で対象経費として認められたことから、増額補正するものです。

次の16、17ページをお願いします。

6目 教育費国庫補助金で、136万3,000円の減額補正です。

3節、社会教育費補助金の埋蔵文化財調査センター説明欄1、「国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金」のうち、

1「市内遺跡発掘調査」の126万円は、歳出で説明いたしました「埋蔵文化財調査事業」で、決算見込みに伴い、歳出とともに補助金を減額するものです。次の18、19ページをお願いします。

2「市内遺跡出土遺物保存処理」の6万8,000円は、歳出で説明いたしました「出土品等整理保存事業」で、決算見込みに伴い、歳出とともに補助金を減額するものです。

3「市内遺跡埋蔵文化財保存活用整備事業」の3万5,000円につきましても、歳出で説明いたしました「歴史遺産保全・発信事業」で、決算見込みに伴い、歳出とともに補助金を減額するものです。

24、25ページをお願いします。

7目教育費県補助金で、263万2,000円の減額補正です。

4節社会教育費補助金の、生涯学習課関係 説明欄1「宮城県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」と、説明欄2「子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業費補助金」は、歳出で説明いたしました「地域とともにある学校づくり事業(地域学校協働活動事業)」で、決算見込みに伴い、歳出とともに補助金を減額するものです。28、29ページをお願いします。

2項2目物品売払収入で、463万円の増額補正です。

1節物品売払収入の学校給食センター 説明欄1、学校給食費徴収金463万円は、歳出で説明いたしました「学校給食調理事業」で、給食提供数の年度末までの見込みにより、小学校で食数の増、中学校で食数の減となることから、その歳入となる学校給食費徴収金をそれぞれ補正するものです。

32、33ページをお願いします。

3目教育費受託事業収入で、2,877万6,000円の減額補正です。

1節社会教育費受託事業収入の埋蔵文化財調査センター 説明欄1、「埋蔵文化財発掘調査受託」は、歳出で説明いたしました「埋蔵文化財調査事業」に係る事業者からの受託金確定に伴い、減額するものです。

34、35ページをお願いします。

21款5目雑入で、教育総務課関係の説明欄1「小中学校太陽光発電売電料(スクールニューディール分)」で100万円の減額補正です。

太陽光発電による電力は、使用電力量を差し引いた余剰分を売電するため、昨今、小中学校において、新型コロナウイルス感染症の感染防止策として教室

等の換気を徹底して、冷暖房を行っていることに伴い、売電量が当初見込みよりも減少していることから、年間収入見込額を減額するものです。

次の36、37ページをお願いします。

次に、説明欄2「小中学校太陽光発電売電料（グリーンニューデール分）」で50万円の減額補正についても、スクールニューデール分と同様の理由により、売電量が当初見込みより減少していることから、年間収入見込額を減額するものです。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

なお、本補正予算案につきましては、先日、2月17日、18日の令和3年第4回市議会定例会の予算特別委員会において審議され、18日の本会議で可決されました。

以上で、臨時代理事務報告第2号の説明を終わらせていただきます。

教育長

ただ今の説明について御意見、御質問はありませんか。

（「ありません」の声あり）

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第2号について承認します。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和4年度多賀城市一般会計報告第3号 予算に対する意見）

教育長

次に、臨時代理事務報告第3号「臨時代理の報告について（令和4年度多賀城市一般会計予算に対する意見）」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。次長。

次長

それでは、議案資料の17ページをお願いします。

臨時代理事務報告第3号「臨時代理の報告について」御説明いたします。

19ページをお願いします。

これは、19ページでございますように、令和4年1月27日付けで、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和4年度多賀城市一般会計予算の調整について意見を求められましたことから、

臨時代理により回答したので、報告するものです。

18ページを御覧願います。

こちらが、臨時代理書でございまして、令和4年度多賀城市一般会計予算の調整について、令和4年1月27日付けで異議ない旨、回答しております。

ここから、別冊の臨時代理事務報告第3号関係資料-1、令和4年度教育委員会所管、一般会計歳入歳出予算書により、内容を御説明いたします。

はじめに、4ページをお願いします。

表の一番下の行、一般会計予算の歳入合計額が出ておりますが、令和4年度の歳入合計額は、271億7,000万円です。

次に6ページの表の欄、太枠で囲んだ10款教育費を御覧ください。

教育費関係の予算額については、太枠内の一番上の行に記載されていますとおり、10教育費で49億6,949万1,000円となります。

内容につきまして、別冊の臨時代理事務報告第3号関係資料-1と2を使って、順次御説明いたします。

はじめに、歳出から御説明しますので、関係資料-1の34ページ、35ページをお願いします。

35ページ中段、教育総務課の説明欄5「たがじょう心のケア教育相談事業」は、児童生徒の悩みや不安を受け止めて包括的に支援していくため、相談体制を充実させ、子どもたちとその家庭が抱える問題・課題の早期発見、早期対応を行い、次世代の子どもたちが夢や希望を持って安心して生活できるよう支援していくための経費です。

事業の詳細は、関係資料-2の6ページをお開きください。

中段の意図及び手段の欄を御覧ください。

意図は、「児童・生徒に関する相談を受けることができる体制が構築され、子どもたちやその家庭が抱える問題の早期発見・早期対応・適切な支援が行われることにより、次代を担う子どもたちが、地域社会で豊かに生きるための学びを得て、夢や希望を持つことができます」としています。

手段として令和4年度は、児童生徒の悩みや不安を受け止めるため、スクールカウンセラーや心のケア支援員による相談支援の充実を図ります。

また、山王小学校、城南小学校、第二中学校及び高崎中学校に学び支援教室を設置し、普通学級で過ごすことが難しい子どもたちに居場所を作り、その子の状況に応じた学習支援と自立支援を行います。

子どもの心のケアハウスについては、令和4年度から運營業務を民間事業者へ委託し、不登校児童生徒の支援に関する専門性やノウハウを取り入れ、支援の中核機関として多様な支援を行ってまいります。

具体的には、新たに家庭から出られない不登校児童生徒に対するアウトリーチ支援を強化するとともに、民間事業者が培ってきた支援のネットワークを活用し、社会性や対人関係を育む体験活動を充実させ、多様な支援機関や地域の方々と連携を図りながら、地域における子どもの居場所づくりを推進していきます。

また、スクールソーシャルワーカーを活用し、子どもやその家庭が抱える課題を多様な支援機関へつなぎ、安心して生活できるよう努めてまいります。

なお、ケアハウスの運営に係る人件費は、みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業費補助金、スクールソーシャルワーカーに係る経費につきましては、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金、学び支援教室に係る経費は、「不登校等児童生徒学び支援教室充実事業補助金」により措置されます。

資料1の35ページにお戻りください。

次に、下段、説明欄7「地域とともにある学校づくり事業（コミュニティ・スクール事業）」は、学校に学校運営協議会を設置し、地域と学校が連携・協働し、地域住民の参画により、地域の教育力を学校に取り入れ、地域全体で子どもたちを支える仕組みづくりを推進していくための経費です。

事業の詳細は、資料2の13ページをお開きください。

中段の意図及び手段の欄を御覧ください。

意図は、「学校運営に保護者や地域住民が参画し、地域と一体となった特色ある学校づくりが行われることにより、みんなの力で時代を担う子どもたちが成長し、人と人、人とまちとがつながることができています」としています。

手段として令和4年度においては、多賀城八幡小学校と多賀城中学校を先進校として学校運営協議会準備会を設置し、研修やワークショップを行いながら運営していくとともに、先進校の取組内容を発信し、情報を共有することで、各学校に普及していくよう啓発に努めてまいります。

また、児童生徒の自主学習を支援する取組として実施している、多賀城スコアレについては、夏季及び冬季休業中に東北学院大学の学生や地域の皆様と協力しながら、地域の公民館で継続実施していきます。

なお、学校運営協議会に係る費用の一部については「宮城県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」が、多賀城スコアレの取組に係る費用については、「子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業費補助金」が措置されます。

続いて、資料1の37ページをお願いします。

37ページ中段、説明欄11「小中学校通学区域適正化事業」は、通学時における適正な通学距離と安全が確保され、子どもたちが安心して学ぶ環境を保

持していくため、通学区域について調査研究を進めていくための経費です。

事業の詳細は、資料2の8ページをお開きください。

中段の意図及び手段の欄を御覧ください。

意図は、「通学時における適正な通学距離と安全が確保されることにより、子どもたちが安心して自らの意思で学ぶことのできる環境が保たれ、心豊かに学び、育つことができます」としています。

手段として令和4年度は、児童数の増加が顕著である山王小学区を中心にアンケートの実施や地域住民等との情報共有等を図りながら適正な通学区域の調査研究を進め、学識経験者や地域代表者等を委員とする「小中学校区検討会議」を設置して、通学区域適正化の方針をつくってまいります。

続いて、資料1の39ページをお願いします。

39ページ中段 説明欄3「学校施設維持管理事業〔小学校〕」は、「チルドレンファースト」の考えを基に、児童の学習環境を改善するため、小学校施設・設備の修繕等を行うとともに、学校運営の維持に必要な各種設備の保守点検等に係る経費です。

資料2での説明は、「学校施設維持管理事業〔中学校〕」と併せて行います。

続いて、この資料1の45ページをお願いします。

45ページ上段 説明欄1「学校ICT整備事業〔小学校〕」は、国のGIGAスクール構想に基づき、児童一人ひとりに配備しているタブレット端末や教職員の校務用パソコン等に係る修繕、通信、保守点検、ソフトウェアの使用、機器借上げ等に要する経費です。

資料2での説明は、「学校ICT整備事業〔中学校〕」と併せて行います。

続いて、資料1の47ページをお願いします。

47ページ中段 説明欄3「学校施設維持管理事業〔中学校〕」は、小学校と同様に、生徒の学習環境を改善するため、中学校施設・設備の修繕等を行うとともに、学校運営の維持に必要な各種設備の保守点検等に係る経費です。

事業の詳細は、資料2の9ページをお開きください。

まずは、「小学校・学校施設維持管理事業」ですが、中段の意図及び手段の欄を御覧願います。

「児童の教育環境を適切に維持管理することにより、子どもたちが安心して楽しく、快適に学ぶことのできる環境が保たれ、心豊かに学び、育つことができます」と意図としています。

手段として令和4年度は、学校施設の適切な維持管理のため、施設修繕、各種保守点検、機械警備、除草業務等を実施するほか、経年劣化した受電設備、

受水槽、消防設備、体育館屋根、暗幕等の修繕及び樹木の伐採・剪定を実施してまいります。

ここで、工事内容の詳細を説明しますので、資料1の86ページをお開きください。

この表は、令和4年度に実施予定の「学校施設・設備等修繕箇所」一覧で、学校ごとに主な修繕箇所を記載しています。

この中で、1番～6番までが小学校ですが、1「多賀城小学校」の欄にあります、(1)防犯カメラ用レコーダーについては、平成24年度以前に設置した機器の老朽化により、有事の際に防犯カメラの映像が確認できなくなる恐れがあるため設備更新を行うもので、令和2年度に更新した多賀城東小学校のほか4校でも実施いたします。

同じく(2)受変電設備については、受変電設備、キュービクルの平成17年から19年に製造された設備が、更新推奨時期を超過し、このまま使用し続けると停電等の事故に至る恐れがあるため、設備更新を行うもので、山王小、多賀城八幡小の2校においても実施します。

同じく(3)体育館の暗幕は、ギャラリー部分、採光窓や暗幕を手動で開閉するための管理用通路にあるものが、繰り返しの開閉に伴い、摩耗や経年劣化により開閉不良となる等、遮光できないことで体育館活動に支障を来す恐れがあるため更新するもので、全ての小学校体育館で実施します。

次に2「多賀城東小学校」の欄にあります、(1)緊急地震速報受信機につきましては、機器設置後12年が経過し、今後、老朽化による故障で緊急地震速報が受信できないことにより、地震発生時の初動が遅れ、児童等の安全確保が十分に出来なくなる恐れがあるため、設備更新を行うもので、山王小、天真小、多賀城八幡小の3校でも実施します。

6「多賀城八幡小学校」の欄にあります(4)受水槽は、昭和58年製で老朽化が進み、今後内部のシーリングが欠損し飲料水に混入する等、児童の健康被害につながる恐れがあるため、設備更新するものです。

このほか、小学校ごとに、渡り廊下や体育館、倉庫やプール更衣室の屋根塗装などを実施する予定です。

資料2の9ページにお戻りください。

中段、手段の欄の下側でございますが、財源については、「みやぎ環境交付金」、「ふるさと多賀城応援基金繰入金」などとなっております。

続きまして、資料2の10ページ、「中学校・学校施設維持管理事業」ですが、意図及び手段等は、只今、説明いたしました「小学校・学校施設維持管理事業」と同様でございますが、併せて令和3年度からの繰越事業として「多賀

城中学校消火ポンプ交換工事」を引き続き実施します。

ここで、もう一度、先ほどの資料1の86ページを御覧ください。

この表の7番～10番までが中学校ですが、7「多賀城中学校」の欄にあります(1)防犯カメラ用レコーダーについては、小学校と同様の理由により設備更新を行うもので、全ての中学校で実施します。

(2)緊急地震速報受信機、(3)受変電設備、(4)受水槽、(6)体育館の暗幕等の修繕についても、小学校と同様の理由で、それぞれの学校において行うものです。

このほか、渡り廊下の柱や武道場外壁の塗装、特別教室棟のテラスや体育館、倉庫の屋根塗装などを実施する予定です。

資料2の10ページにお戻りください。

中段、手段の欄の中ほどでございますが、財源については、「ふるさと多賀城応援基金繰入金」ほか、記載の財源となっています。

続いて、資料1の51ページをお願いします。

51ページ中段、説明欄2「学校ICT整備事業[中学校]」は、小学校と同様に、生徒一人ひとりに配備しているタブレット端末や教職員の校務用パソコン等に係る保守点検や機器借上げ等に要する経費です。

事業の詳細は、資料2の11ページをお開きください。

まずは11ページ、「学校ICT整備事業[小学校]」ですが、中段の意図及び手段の欄を御覧願います。

「ICTを活用して、児童が情報社会に主体的に取り組む教育環境が整うことにより、子どもたちが、地域社会で豊かに生きるための学びを得て、夢や希望を持つことができていること」を意図としています。

手段として令和4年度は、教育クラウドアプリケーションの学習での活用、学校におけるWi-Fi環境の安定した通信環境とセキュリティ確保のための適正な保守管理や校外学習用Wi-Fiルーターの整備、児童及び教職員用タブレット端末の学習での活用や適正な保守管理、印刷機等周辺機器の整備、ソフトウェアにおいては、アプリケーションの教職員研修やプログラミング教育の研修、デジタル教科書の継続活用に取り組んでまいります。

続きまして、次の12ページ、「学校ICT整備事業[中学校]」につきましても、意図及び手段等は、只今、説明いたしました「学校ICT整備事業[小学校]」と同様でございます。

資料1の55ページをお願いします。

続いて、55ページ中段 生涯学習課の説明欄1「地域とともにある学校づくり事業(地域学校協働活動事業)」は、児童・生徒の健やかな成長のため、

学校・家庭・地域が連携・協働し、活動するための経費です。

事業の詳細は、資料2の5ページをお開き願います。

中段の意図及び手段の欄を御覧ください。

意図は、「学校・家庭・地域の連携・協働した取組が実施されることにより、児童・生徒が、学校の授業だけでは得られない知識を深め、様々な経験を通して能力が向上すること。そして、学校を核として地域全体の教育力の向上と地域活性化が図られることで、次代を担う子どもたちが健やかに成長すること」としています。

手段として令和4年度は、地域学校協働本部を設置し、これまでも実施してきた学校支援活動、放課後子ども教室や家庭教育支援活動などの更なる充実や各事業間での連携はもとより、地域と学校を繋ぐ連携体制の強化を図ってまいります。

財源は、「子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業補助金」が補助対象経費の10/10、「宮城県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」が補助対象経費の2/3、そのほか「東日本大震災復興基金繰入金」となります。

資料1の55ページにお戻りください。

続いて、中段の説明欄4「生涯学習活動費補助事業」は、市民や市内の団体が行う生涯学習活動に要する経費を補助するための経費です。

事業の詳細は、資料2の14ページをお開き願います。

中段の意図及び手段の欄を御覧ください。

意図は、「生涯学習活動に係る経済的負担が軽減されることで、活動が活発化し、持てる力を発揮し、いきいきと夢と希望をもつことができること」としています。

手段として令和4年度は、講演会開催や全国大会参加など、手段の欄に記載した①～⑥の生涯学習活動に要する経費を補助するものです。

②の中学生以下に関する補助は、これまで教育総務課で実施していた「大会参加支援事業」と生涯学習活動補助制度を統合した上で、子どもたちの活動を重点的に支援するものとなるよう、補助率と補助金限度額等を改正いたします。

改正内容については、資料1の87ページをお開きください。「生涯学習活動費補助金（大会等参加補助分）制度の改正について」の資料になります。

2「改正内容」の表を御覧ください。改正後の主な内容を説明しますので、改正前と合わせてご確認ください。

まず、対象事業ですが、「学校部活動」と「学校部活動以外の生涯学習活

動」としていましたが、改正後は、学校部活動を含む「生涯学習活動全般」とします。

次に、補助率ですが、二つの制度を合わせた形として、中学生以下は、全国大会以上で経費の3/4、東北大会で1/2とし、高校生以上は、一律1/2としております。

補助回数ですが、学校部活動については、これまでどおり「制限なし」、部活動以外では2回までとしています。

補助1回当たりの限度額ですが、中学生以下では、記載のとおり改正前の2倍としており、高校生以上については、1/2から1/3の額としています。

この改正により、未来の担い手である子どもたちの学びや活動を重点的に支援してまいります。

再度、資料1の55ページにお戻りください。

続いて、下段の説明欄9「市立図書館管理運営事業」は、市立図書館を運営するための経費です。

事業の詳細は、資料2の16ページをお開き願います。

中段の意図及び手段の欄を御覧ください。

「図書館が多くの子市民の知との出会いの場として環境が調えられ、地域社会で豊かに生きていくための学びを得て、夢や希望をもつことができること」を意図としています。

手段として令和4年度は、3～4か月児健診時に読み聞かせと絵本をプレゼントする「ブックスタート」を実施いたします。

財源は、「ふるさと多賀城応援基金繰入金」としてしています。

続いて、資料1の57ページをお願いします。

57ページ中段 説明欄11「文化センター改修事業」は、令和6年に多賀城創建1300年を迎えるにあたり、文化交流拠点として、また、避難所としての機能を強化するため、大規模改修を行うものです。

事業の詳細は、資料2の15ページをお開き願います。

中段の意図と手段の欄を御覧ください。

「施設・設備が適切に改修され、人々の交流が促され、市民の誇りとなり、多賀城らしい魅力の発信拠点となること」を意図としています。

手段として令和4年は、大ホールの客席床全面張替え、親子観覧席、授乳室の増設、舞台機構及び舞台照明設備の一部更新、ホワイエの改修、トイレの洋式化など、ここに記載の改修工事を実施いたします。

財源は、「地方創生推進交付金」、「地方創生拠点整備交付金」が対象事業費の1/2、「教育施設及び文化施設管理基金繰入金」、「東日本大震災復興基

金繰入金」などとなっています。

続いて、資料1の61ページをお願いします。

61ページ下段 文化財課の説明欄2「特別史跡多賀城跡復元整備事業」は、文化庁補助金を活用して復元工事等を進めている多賀城南門及び周辺整備に係る経費です。

事業の詳細は、資料2の17ページをお開き願います。

中段の意図及び手段の欄を御覧ください。

「多賀城南門等が復元されることにより、多賀城ならではの個性となり、人々の交流が促され、市民の誇りの拠り所と多賀城らしい魅力の発信拠点となっていること」を意図としています。

手段として令和4年度は、令和5年度の事業完成に向けて、南門復元の仕上げ工事と地形修復及びガイダンス施設の実施設計、普及啓発事業などを引き続き実施します。

ここで、令和4年度の工事内容について説明しますので、資料1の88ページをお開き願います。

始めに、上段、表内の工事内容ですが、表の上から順に、下段の図面、南立面図及び東立面図と照らし合わせて御説明します。

まず、瓦工事として、残っている二重屋根の棟の部分や初重屋根の残り全ての部分、下段の図面で、初重部と二重部の屋根部分に灰色の着色で示した箇所には瓦葺き工事を行います。

次に、木工事の建具として、初重部と二重部の中央に取り付ける扉の工事と、その扉を飾る金具工事、初重屋根の上に付く高欄(こうらん)と呼ばれる手すり部分などの工事を行います。

次に、塗装工事として、柱・肘木・扉などに丹土(につち)塗りを、窓の格子部分などに緑青(ろくしょう)塗りをを行います。

木工事と塗装工事は、下段図面の斜線で示した箇所を行います。

次に、左官工事として、壁などに漆喰塗りをを行います。

下段の図面で、水玉模様で示した箇所になります。

次に、石工事として、基壇(きだん)南側正面に階段用の踏石を設置します。

図面では、黒色で示した箇所になります。

この他に、基壇上のたたきを自然系の土舗装などとし、総仕上げ工事を行う予定です。

財源は、歴史活き活き史跡等総合活用整備事業補助金で対象事業費の1/2、そのほか、起債や基金繰入金などとなります。

続いて、資料1の63ページをお願いします。

63ページ上段 説明欄6「特別史跡多賀城跡附寺跡保存活用計画策定事業」は、特別史跡の保存管理に係る「特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画」の次期計画を策定するための経費です。

事業の詳細は、資料2の19ページをお開き願います。

中段の意図及び手段の欄を御覧ください。

「特別史跡の保存・活用等の基本的事項を定め、史跡を活用した多賀城らしい魅力発信及び本市固有の歴史文化を次代に引き継ぐこと」を意図としています。

手段として令和4年度は、計画策定委員会及び市川地区まちづくり会議の開催などを実施します。

ここで、計画策定の変更について説明させていただきます。

本事業につきましては、令和2年第4回市議会定例会の予算特別委員会において、現計画の期間を2年間延伸し、次期計画は令和4年度で策定、令和5年度から運用を行う旨、御説明していたところです。

今般、その後の状況変化に伴い、多賀城跡復元整備事業を優先的に取り組む必要が生じていることや、特別史跡区域の課題等の研究・検討や新しい計画策定に向けての市川地区まちづくり会議を定期的に開催しています。

この会議は、概ね2か月に1回のペースで開催することとし、特別史跡の保存・活用について、意見交換、アンケートなどを行う予定です。

特に、特別史跡の活用に関しては、地元市川地区の理解と協力が不可欠になります。そのため、計画策定においては、市川地区まちづくり会議での十分な説明・協議が必要なこと、併せて、文化庁、宮城県など関係機関との調整に時間を要することを踏まえ、実施計画では令和4年度計画策定と記載していますが、先ほど説明した状況もあり、策定期間が変更となる可能性もあります。

今後、実施計画どおり鋭意計画策定を進めてまいります。策定期間が変更とならざるを得ない場合は、改めて教育委員会に御説明しますので、宜しくお願いたします。

続いて、資料1の65ページをお願いします。

65ページ下段 埋蔵文化財調査センターの説明欄5「歴史遺産保全・発信事業」で、文化庁補助金を活用して、本市固有の歴史遺産を発信していくための経費です。

事業の詳細は、資料2の18ページをお開き願います。

中段の意図及び手段の欄を御覧ください。

「地域と行政が一体となって、文化財が適切に保存管理され、文化財の普及・啓発がなされることにより、人と人との温かな輪の中で、本市の悠久の歴

史が紐解かれ、観光や産業振興等の礎として新たな価値が生まれ、多賀城らしい魅力を創ることができていること」を意図としています。

手段として令和4年度は、多賀城創建1300年の令和6年度までの連続企画となる企画展のほか、史跡指定100周年記念事業として特別展などを開催します。

財源については、国宝重要文化財等保存・活用事業補助金で事業費の1/2、そのほか、ふるさと多賀城応援基金繰入金などとなります。

続いて、資料1の71ページをお願いします。

71ページ中段 学校給食センターの説明欄2「学校給食センター運営事業」は、学校給食に係る設備器具等の適正な維持管理を行い、安心・安全な学校給食を提供していくための経費です。

事業の詳細は、資料2の7ページをお開き願います。

中段の意図及び手段の欄を御覧ください。

「学校給食に係る施設・設備が適切に維持管理されることによって、安心・安全な給食が提供されていること」を意図としています。

手段として令和4年度は、教育委員会の諮問機関である「給食センター運営審議会」を開催するほか、施設・設備の適正な維持管理を行うため、「設備等更新計画」に基づき修繕・更新を実施していきます。

引き続き、債務負担行為を説明いたしますので、資料1の84ページ「令和4年度債務負担行為内訳表」を御覧ください。

表の7行目、内訳欄2及び3の「校務用パソコン等借上げ」につきましては、教職員が使用する校務用パソコンのリース期間満了に伴い、山王小学校で43台、天真小学校で30台、東豊中学校で29台を、更新するものです。

借上げにあたり、令和5年度から9年度までの5年間を期間とし、それぞれ3,564万円、1,782万円を限度額として設定するものです。

次に、表の8行目、内訳欄1「小学校印刷機等借上料」及び2「中学校印刷機等借上料」でございますが、これは、現在、教職員が校務用パソコンで使用できる印刷機が各学校1台のみであり、学期末で通知票をプリントアウトする際などに利用が集中し、円滑な校務処理に支障を来していることから、各学校に追加で1台ずつ印刷機の借上げを行うものです。

借上げにあたり、令和5年度から9年度までの5年間を期間とし、小中学校合わせて3,983万円を限度額として設定するものです。

次に、表の9行目、内訳欄4「PEG含浸装置借上料」は、発掘調査で出土した遺物のうち、木製品を保存処理するため、新たに機器を借上げるものです。

借上げにあたり、令和5年度から令和9年度まで5年間を期間とし、842万円を限度額として設定するものです。

次に、表の一番下、11行目、内訳欄1「埋蔵文化財調査センター体験館昇降機保守点検業務委託料」は、埋蔵文化財調査センター体験館、史遊館のエレベーター保守点検業務に対する委託料です。

委託にあたり、令和5年度から令和7年度までの3年間を期間とし、118万8,000円を限度額として設定するものです。

以上で、債務負担行為の説明を終わらせていただきます。

歳入については、例年同様に、歳出に伴う国・県補助金が主なもので、説明は省略させていただきます。

なお、本予算案につきましては、来週、2月28日から開催される予算特別委員会において審議され、最終日3月9日の本会議で採決される予定です。

以上で、臨時代理事務報告第3号の説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

学校のパソコンのところ、賃借料のところですが、学校の先生方が使うものにしても計算しますと1台50万円くらいで、1年間では8万円くらいになるのかなと思ったのですが、レンタル料と保守契約と両方含めてということになるのでしょうか。

教育長

次長。

次長

そのパソコンの中には、校務支援システムも入っており、パソコン本体のほかにシステムのリース料も含まれております。児童生徒関係の帳票類の作成にも使われるソフトも含めた借上料となっております。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

パソコンを買うよりは、システムや保守も含めるとレンタルの方がお安くなるということでしょうか。

教育長

次長。

次長

保守点検も含まれていますので、故障した場合は代替してもらえますが、買取とした場合には、故障した場合に別途費用がかかってきますので市のパソコンも含めてリース契約が多いです。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

報償費というのは、いわゆる人件費や、会議費ということでしょうか。

教育長

次長。

次長

報償費というのは、例えば策定委員のような場合は会議あたりの費用になっていたりと、その中に費用弁償が含まれることもあります。

教育長

その他ございますでしょうか。小野委員。

小野委員

膨大な作業を事務局でされているということに感謝いたします。学校からどのように吸い上げてそれを予算化しているのか、大きな流れをお伺いしたいです。

教育長

次長。

次長

新年度予算につきましては、例年11月くらいから各小中学校から次の年の御要望をいただきます。また、施設の維持管理につきましては、定期的に毎月施設チェックを行っており、大規模な点検としては管財課の年1回点検を各学校において2年ごとにやっており、その中で施設の修繕箇所を把握しております。備品や消耗品関係につきましては、予算編成時期に各学校から要望をいただいて、こちらで調整をさせていただいております。大体12月には予算編成を終わらせています。財政査定、市長査定を受けて2月の議会に計上することとなります。

教育長

小野委員。

小野委員

そうしますと、学校では4月スタートした段階から、次の年度について考えていかなければならないということだと思いますが、なかなか教員の中には日々の子どもたちとの関わりがありますので、そういう意識というのが芽生えない部分もあるのかと思います。管理職の方々にはその点を意識して4月スタートしていただきたいと思います。

教育長

次長。

次長

2年前までは、校長会、教頭会には事務局の行政職の職員は参加していませんでした。割愛の教職員の方々と教育長の3人だけが、校長会、教頭会に出席していたところですが、一昨年からそのような意識も持っていただかなくてはいけないということで、毎月1回から2回、事務局の職員も出るようになって、連携していくようになってきたところです。状況をお話ししながら、要望を受けて、それを予算に反映させていくということで進めております。

教育長

そのほかございますでしょうか。樋渡委員。

樋渡委員

87ページに生涯学習活動補助金の改正があったのですが、高校生では改正後、1回だったのが2回までで、トータルではほぼ同じだけれども、1回の補助費が6万円が3万円、全国に行くとき3万円が1万円で、東北大会だと1万5,000円が5,000円となっています。限度額が1回となっていたのが、制限がなくなって、部活動以外は2回で、部活動については1回だけというというのが外されたということでしょうか。何回でもいいのでしょうか。部活動に関しては、制限なしということで、1回あたりの補助額は少なくなったけれども、部活動に関しては、制限なしということで、かえって3回以上出席する方に関しては、補助金が上げられたということでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

資料の表の補助回数のところで見たいのですが、小中学生の部活動で大会に参加した場合は、今までは回数の制限無しで補助金を交付しておりました。例えば、秋の新人戦と春の中体連に出ても、また、中体連で東北大会、全国大会と出てもそれは回数の制限がなく交付することとなっていました。

一番右の欄で、部活動制限なしとなっております、それは変わらないという状況になります。金額面で見いただきますと、中学生までは金額が倍になったということになります。

補助回数の真ん中の部分、生涯学習活動補助金につきましては、大人の分も入っております、小学生の学校活動以外のサークル活動やスポーツ少年団の活動で全国大会に行った場合もこの補助金で補助をしておりました。昨今、中学校においても、生徒数が減ってきておりますので、学校の部活動によらずクラブチームに入って活動されているお子さんも結構いらっしゃいます。学校の部活動でもらうと回数制限がなかったりしたものですから、そこと同じにしました。高校生以上と差をつけたというところにつきましては、多賀城市全体として「チルドレンファースト」ということで、子供たちに重点化しようという動きがあったものですから、小中学校の子どもたちにはより重点的に補助をすることとし、高校生以上を大人という形にさせていただいて、回数は2回まで増えるのですが、金額については1/3、1/2という形に抑えさせていただいたということになります。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

高校生の方が大会や、全国大会に色々行かれる回数が多いのではないのでしょうか。逆に負担として大変なのかなと考えました。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

実績から申し上げますと、高校生の申請はあまりございません。高校は、部活動のOB会や積立を持っておりますので、そちらからの収入を引いた形での補助申請になりますので、高校生からの申請は、ここ数年はございません。大人の方の生涯学習活動での全国大会というのは、あります。

教育長

そのほかございますでしょうか。小野委員。

小野委員

資料2の6ページです。たがじょう心のケア教育相談事業について、将来的に県からの補助が来なくなるという話だったと思います。手段の下に県の支出金割合が書かれていないのですが、県補助の割合はいつぐらいに決まるのでしょうか。

教育長

学校教育監。

学校教育監

割合ではなく、県は目的に応じてその予算は出すけれども、光熱費などは市で負担してくださいという形になっていて、事業費の何分の何という形にはなっておりません。

教育長

そのほか御意見、御質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第3号について承認します。

議案第4号 令和3年度多賀城市教育功績者等表彰（追加）について

教育長

次に、議案第4号ですが、人事案件になりますので、本件につきましては、「多賀城市教育委員会会議規則第5条」の規定に基づき、秘密会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないようですので、これより秘密会といたします。

(秘密会の会議録については、別途作成)

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。菊池委員。

菊池委員

南門の復元が進んでいるところですが、子どもたちが、多賀城を知り、多賀城を語れる、歴史的に学べる機会を作っていただきたいと思います。東北歴史博物館には、多賀城の奈良時代のことなどがある別室があったり、南門の模型があって、菅麻呂の乱で政庁が焼けたという映像を映したり、子どもたちがやはり、そういうところに行って学んでもらいたいというのがあります。南門ができたけれども、子どもたちが歴史が分からないまま見るのではなく、今の状況ではバスで遠足というのもなかなか難しいとは思いますが、学校で考えていただきたいと思います。

私も昨日歴史博物館に行って見てきました。とても魅力のあるものだと思います。この前の総合教育会議のときも、歴史博物館のジュラシック展で休館日や17時以降に200人以上の来館者が参加したということをお伺いしましたが、今まで歴史博物館では時間外にそういうことをしたというのは初めてなんです。東大の学生さんたちが作成したレゴも多賀城に貸していただいたり、多賀城に対して皆さんから協力されていると受け止めておりますので、歴史博物館とも、もっと連携して勉強させていただければと思っておりますので、検討していただきたいです。

教育長

学校教育監。

学校教育監

委員からの御意見、大変重く受けとめさせていただきます。近くにいい施設がありますので、校長会、教頭会で学校に働きかけさせていただいて、活用方法について進めてまいりたいと思います。

教育長

菊池委員。

菊池委員

そこで引かかるのが西部と東部で、西部は家族で来るんですね。東部の方々はやはり距離があるので、歩いてといっても難しいので、何とかバスなど、何かの形で対応していただくといいなと思いますし、2024年が終着ではなくて、そこをまずは目安として歴史的なものをわかってもらって、その後も続けていけるような、形を取っていただければと願います。

教育長

学校教育と生涯学習の部分とありますが、学校ではバスについては、今からだと難しい部分があります。菊池委員。

菊池委員

とりあえずは、歩いて行ける西部の学校から始めていただければいいと思います。

教育長

歴史博物館もそうですし、建設の現場に行ってもらうのも大きなものだと思います。昨年、スイーツウォーキングを行いまして、スイーツのために歩いたのですが、そこで政庁を見てもらったりというイベントも行いました。ほかの部署で、環境教育で加瀬沼付近でもイベントを行っておりますし、様々な機会を利用して、学びの機会を作っていきたいと思います。菊池委員。

菊池委員

東北歴史博物館の常設展の中の多賀城跡の周辺に行きますと、なぜ724年に、ここに出来てとか、色々な事が分かると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

教育長

東部は東部で柏木遺跡や貞山掘を見ながら、こちらに思いを飛ばすこともできますので、製鉄の遺跡など色々と歴史を学ぶということもできます。色々と検討してまいります。その他ございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

教育長

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和4年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後3時9分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課副主幹 佐々木多恵子

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和4年3月14日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委員 印

委員 印